

協力医療機関に関する届出について

令和6年度の介護保険制度改正により、協力医療機関との実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者・入居者の急変時等における対応を確認し、協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

★令和9年3月末までは努力義務ですが、同年4月1日からは義務化されます。

1 対象のサービス ※安城市が所管のサービスのみ抜粋

- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

2 提出書類について

提出書類は以下のものです。

①協力医療機関に関する届出書

→毎年度提出が必要です。本届出書中の「入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日」については、**毎年度更新**が必要です。必ず記入して提出して下さい。

(別紙3)		協力医療機関に関する届出書		令和 年 月 日	
安城市長 殿					
届出者	フリガナ 名 称				
	事務所・施設の所在地	(郵便番号) ()			
	連絡先 事業所番号	(ビルの名称等) 電話番号 FAX番号			
	事業所・施設種別	☐ 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 ☐ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 ☐ 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 ☐ 4 介護老人福祉施設 ☐ 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☐ 6 介護老人保健施設 ☐ 7 介護医療院 ☐ 8 養護老人ホーム ☐ 9 軽費老人ホーム			
	代表者の職・氏名	職名	氏名		
	代表者の住所	(郵便番号) ()			
	協力医療機関	①施設基準(※1)第1号(※2)の規定を満たす協力医療機関	医療機関名	医療機関コード	
		入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名	
②施設基準(※1)第2号(※3)の規定を満たす協力医療機関		医療機関名	医療機関コード		
入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日		令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名		
(事業所・施設種別4～8のみ) ③施設基準(※1)第3号(※4)の規定を満たす協力病院		医療機関名	医療機関コード		
入所者等が急変した場合等の対応の確認を行った日	令和 年 月 日	協力医療機関の担当者名			
上記以外の協力医療機関	医療機関名	医療機関コード			
	医療機関名	医療機関コード			
	医療機関名	医療機関コード			
満了した	第1号から第3号の規定(※5)に当たり過去1年間に協議を行った医療機関数				

※赤枠内は、毎年度医療機関と確認後、記入し提出してください。

※③は地密特養のみ

②協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)の写し

→協力医療機関を新たに追加した場合や契約内容に変更があった場合に添付してください。協定書等に関する変更がない場合は添付不要です。

3 届出について

届出は電子申請にてお願いします。

本申請についての様式については下記をご確認ください。

▶安城市ウェブサイトURL/QRコード

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/kyouryokuiryoukika/knn.html>



4 参考 厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」 抜粋

1. (3) ⑰ 協力医療機関との連携体制の構築

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
 - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努めることとする。